

令和 5年外部監査報告第 1号関係分（令和 5年 2月15日報告）

防災危機管理局・スポーツ市民局・経済局・健康福祉局・住宅都市局・緑政土木局・
教育委員会事務局・消防局・上下水道局

（令和 5年 8月31日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
第 5 5(2)	5（事業No. 10）自然災害に関する歴史的文献の公開事業 (2) デジタル化の進捗について イ 指摘 当初の計画どおりに進捗していない状況を踏まえ、課題を整理し、早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。	現時点の進捗状況を踏まえ、計画の実現性について再度検証したところ、計画策定時の見込み以上に膨大な作業時間を要しているなど、当初想定した期間内に調査を完了できないことが明らかとなったことから、計画の期間を4期20年から7期35年に変更するとともに、各期の作業内容についても改善を図るなど、現実的な計画となるよう見直しを行いました。 まずは現在進行中の第1期調査及び令和6年度から実施予定の第2期調査について、着実に遂行していけるように努めてまいります。 （教育委員会鶴舞中央図書館）	措置済
第 5 16(2)	16（事業No. 44）動員・参集計画の運用・検証事業 (2) 職員向け安否確認システムの運用について イ 指摘 市の予算定員に対する安否確認システムの登録者数の割合は、システム変更前の令和3年度において62.1%にとどまっている。職員の安否及び参集情報を把握することで適切な人員配置を行う等の目的を達成するという観点から、登録者数の割合を高めるよう改善が必要である。 さらに、令和4年度のシステム変更後に登録者割合が44.3%に下落しているため、登録者割合を上昇させる取り組みが必要である。これに関して、市は各局室区の防災担当課に対して通知を行い、注意喚起を促している。しかし、そ	本件は、未登録者への登録勧奨や、令和4年度に行ったシステム変更後の再登録の周知が十分ではなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、登録者数を増加させるため、新たに登録勧奨チラシを作成し、各種会議において改めて各局室区に対して登録を依頼しました。さらに、未登録者の多い局室区に対しては個別に協議を行い、効果的な周知に努めました。 また、エラー率の減少に向け、令和5年4月5日に実施した通信テストにおいては、各局室区に対して職員別の配信状況の結果を通知するとともに、エラーが発生した職員に対して登録の修正を促したほか、未回答者に対して回答を促しました。 今後も登録を強制できない点について配慮しながら、積極的な登録勧奨を行うとともに、通信テスト後の通知や	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	の通知後でも未登録の職員に対しては、職員個人の携帯電話やメールアドレスを使用するため、強制できない点については配慮する必要があるが、再度通知を行う等、より積極的な対応が必要である。 また、配信テストの未回答者や正しい連絡先を登録していない職員に関して、当該組織の所属長に対して通知を行い、その後の対応状況を観察する等、回答率の上昇やエラー率の減少のためのより積極的な対応が必要である。	その後の対応状況を的確に把握し改善を促すことで、回答率の上昇やエラー率の減少に努めていきます。 （防災危機管理局危機対策室）	
第 5 17(4)	17（事業No. 60）消防団の充実強化事業 (4) 工事入札の手順について ア 検出事項 「入札説明書」では、各業務に参加するための要件として「名古屋市競争入札参加資格審査において競争入札参加資格を有すると認定された者」が規定されている。 しかし、令和 4年度の笠寺学区・太子学区の消防団詰所整備事業の入札（予定価格56百万円）において当該要件を満たしていない事業者が入札した。その他に入札者がいなかったため入札不調となり、その結果、計画に遅れが生じた。 イ 指摘 本案件においては、当該要件の確認が事業者の入札後に行われているため、その他の入札者がいなければ入札不調となる。不調となった場合、計画に遅れが生じる、時期の遅れに伴う原料価格高騰により落札価格が上昇する等の影響が生じる可能性がある。これらは、迅速な消火・救助体制を確立することの障害となりうる。 名古屋市競争入札参加資格の有無に係る要件については、落札候補者決定前に確認することが可能なため、当該要件を満たしているかどうかの事前確認を、入札書等	本件の入札方式は、総合評価落札方式を採用しており、発注方法が設計施工一括発注によるため、競争入札に参加するためには、「設計業務及び工事監理業務」と「建設業務」の両方の資格を満たすことが条件となります。 このように 2種類の資格要件を求めることは稀であるのかかわらず、通常のように入札説明書等のみにしか掲示をしておらず、入札者への周知不足が不調の大きな要因となりました。 これを受け、契約事務主管課である総務課においては、令和 4年 9月27日に当該要件をまとめたチェックリストを作成し、以後、調達情報サービスに添付することにより、入札予定者に当該要件やその確認方法などについて把握することを容易にしました。 また、同時に、事業者が入札書等を提出した際には、速やかに当該要件を満たしているかを確認するよう徹底しました。 （消防局総務課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	の提出期限後速やかに行う運用と する必要があると考える。		
第 5 45(2)	45（事業No. 161）災害時のこころの健康に関する研修事業 (2) 研修の受講人数について ア 検出事項 災害時のこころの健康に関する研修として、市は令和元年度より PFA（Psychological First Aid: 心理的応急処理）研修を実施している。直近 3年の受講人数は下表のとおりであり、初年度こそ24名の参加があったものの、2年目以降は新型コロナウイルス感染症に伴う業務対応もあったことから、受講人数が大きく減少している。なお、当研修は受講すると PFA認定を受けることができ、1度認定を受けた精神保健福祉相談員及び保健師については2回目以降の研修に参加する必要はなくなる。 当研修について市は、全精神保健福祉相談員及び保健師の受講が望ましいと考えており、受講対象者は258名いる。そのうち令和3年度末までにおいて受講済みの精神保健福祉相談員及び保健師は39名であり、受講対象者の約15%しか受講していない。 （表省略） イ 指摘 新型コロナウイルス感染症による対応業務により、研修時間の確保は難しいという状況はあったものの、受講対象者に対する受講者の割合が低い。特定された研修日での受講は難しいものの、例えば開催方法をオンデマンド形式にする等工夫をすれば、対象者が各自視聴可能なタイミングで受講することができ、より多くの保健師等に受講してもらうことが可能であると考えられる。 一方で、新型コロナウイルス感	災害時のこころの健康に関する研修事業において、十分な受講者が確保できていないのは、国が PFA研修の開催方法や受講定員といった条件を定めていることにより、受講しにくい状況となっていたことが原因です。 今回の指摘を受け、今後は市独自の枠組みで研修を企画・実施することとし、可能な限り多くの対象者が受講できるような手法となるよう努めてまいります。（健康福祉局健康増進課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	染症の影響を受けていない令和元年度についても、定員数及び受講者数が受講対象人数の 1割程度となっている点や過去に受講した人は必ずしも受講する必要がある点を鑑みると、事業の必要性について再検討すべきであり、事業の廃止もしくは他事業との統合について検討する必要があると考えられる。		